

2024年1月12日（金）

EIPS 事務局

EIPS からの情報提供 Vol.81

「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」が2023年12月22日付けで更新されております。

【概要】

輸出者または輸入者は、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿、書類及び電子データの保存が義務付けられています。但し、税関に提出されている書類は除かれます。

例えば、業として輸出する輸出申告者は、その帳簿を5年間、そして業として輸入する輸入申告者は、その帳簿を7年間、それぞれ保存義務が課されております。

昨年12月22日付けで、その保存義務に関する概要が更新されておりますので、情報としてお知らせします。

詳細は、以下のURLをご確認ください。

[帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度：税関 Japan Customs](#)

また、帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度についての基本的な内容をまとめた資料（パンフレット）についても、以下のURLにて公表されています。

なお、この資料は、令和6年1月1日現在の法令等に基づき作成されています。

[帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要](#)

さらに、以下のとおり保存に関する「一問一答につきましても公表されています。

[帳簿書類の保存義務と電子データによる保存 一問一答](#)